

項目	明 示 事 項	条 件
6 仮 設 備	1. 仮囲い等の範囲、構造	<ul style="list-style-type: none"> ・工事範囲をバリケード等により明確にすること。 ・敷地周囲に仮囲いを設置し、その施工範囲、仕様等は図示による。 ・山留めは _____ 工法とし、その施工条件は図示による。 ・各工事共通の揚重機械として _____ を設置しその施工条件は図示による。 ・敷地周辺の _____ 部分を鉄板敷きにより養生し、その施工範囲、仕様等は図示による。 ・その他労働安全衛生法に基づく仮設備
7 建 設 副 産 物 の 処 理	<p>1. 建設発生土の処理</p> <p>・(ア)他工事等流用</p> <p>・(イ)建設技術センター</p> <p>・(ウ)民間残土受入地</p> <p>2. 分別解体等</p> <p>3. 再資源化施設への搬出</p> <p>(施設の名称・受入れ費用)</p> <p>(受入れ時間帯)</p> <p>(受入れ条件)</p> <p>4. 最終処理等</p> <p>5. 産業廃棄物処理</p> <p>6. 産業廃棄物の処理に係る税</p>	<p>・建設発生土は、再生資源の利用の促進に係る特記仕様書 (https://www.pref.tottori.lg.jp/312034.htm) により適切に対応すること。</p> <p>建設発生土は _____ 市・町・村 _____ 地内の _____ 工事現場に運搬(片道運搬距離 _____ km)するものとする。</p> <p>建設発生土は _____ 市・町・村 _____ 地内のセンター事業所に運搬(片道運搬距離 _____ km)するものとする。 なお、処理費として1m³当り _____ 円をセンターに支払うこと。</p> <p>建設発生土は _____ 鳥取 市・町・村 _____ 地内の _____ に運搬(片道運搬距離 _____ km)するものとする。なお、処理費として1m³当り _____ 円を _____ に支払うこと。 民間残土受入地へ搬出する土砂の土質は、各事業所が指定している土質性状同等以上とすること。(土質性状(記載例)砂質土、コーン指数 300kN/m²以上)</p> <p>コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材は、現場内において分別解体するものとする。なお、その費用を見込んでいる。</p> <p>コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材等は、再生資源として、下記の再資源化施設への搬出を見込んでいる。これは、他の施設への搬出を妨げるものではないが、搬出先を変更する場合は理由を付して協議を行うこと。 再資源化施設業者と書面による委託契約を行うとともに、運搬車両ごとに manifests を発行するものとする。 なお、再資源化施設への搬出が完了したときは、書面により報告すること。</p> <p>コンクリート塊 _____ 鳥取 市・町・村 _____ 地内の _____ (運搬距離 _____ km)、費用1t当たり _____ 円</p> <p>アスファルト塊 _____ 市・町・村 _____ 地内の _____ (運搬距離 _____ km)、費用1t当たり _____ 円</p> <p>建設発生木材 _____ 市・町・村 _____ 地内の _____ (運搬距離 _____ km)、費用1t当たり _____ 円</p> <p>その他() _____ 市・町・村 _____ 地内の _____ (運搬距離 _____ km)、費用1t当たり _____ 円</p> <p>8時～17時(平日)</p> <p>ア 路盤材、土砂、金属片等が混入していないこと。</p> <p>イ コンクリート塊、アスファルト塊の径は500mm以下であること。</p> <p>ウ 建設発生木材に関しては、泥等の付着がなく、径 _____ cm以下、長さ _____ m以下であること。</p> <p>エ 2次公害発生の恐れのある物質(廃油等)を含まないこと。</p> <p>_____ については、 _____ 市・町・村 _____ 地内の産業廃棄物処理場への搬出(片道運搬距離 _____ km)を想定し、その費用として1t当り _____ 円を見込んでいる。これは、他の施設への搬出を妨げるものではないが、搬出先を変更する場合は協議を行うこと。 産業廃棄物処理業者と書面による委託契約を行うとともに、運搬車両ごとに manifests を発行するものとする。</p> <p>建設工事等から生じる廃棄物の処理については、関係法令を遵守すること。</p> <p>産業廃棄物の処理に係る税に相当する額を、 _____ 円見込んでいる。</p>
8 建 設 副 産 物 の 使 用	<p>1. 建設発生土の使用</p> <p>2. 再生資源の使用</p>	<p>_____ 工事から〔当該工事運搬・相手方運搬〕の建設発生土を受入れ、使用箇所： _____ に使用する。 なお、建設発生土は、再生資源の利用の促進に係る特記仕様書 (https://www.pref.tottori.lg.jp/312034.htm) により適切に対応すること。</p> <p>ア Co 雑割材は、 _____ 工事から運搬し、使用箇所： _____ に使用する。</p> <p>イ アスファルト・コンクリート切削殻等は、 _____ 工事から運搬し、使用箇所： _____ に使用する。</p> <p>ウ ・再生クラッシャーラン〔規格： _____ 〕は、使用箇所： _____ に使用する。 ・再生コンクリート砂〔規格：RS- _____ 〕は、使用箇所： _____ に使用する。</p> <p>エ 再生加熱アスファルト混合物〔規格： _____ 〕は、使用箇所： _____ に使用する。</p> <p>オ その他再生資材〔資材名： _____ 〕〔規格： _____ 〕は、使用箇所： _____ に使用する。</p>

項目	明 示 事 項	条 件
9 支物 障件	1. 地上、地下等に占用物件等の工事支障物件が存在する場合	移設・撤去 防護等の方法 _____ _____
10 濁処 水理	1. 排水の工法、排水処理の方法及び排水の放流先等を指定する場合	工法 処理の方法 放流先
[11] そ の 他	1. 工事実績情報の登録	工事請負代金額 500 万円以上の工事について、受注時は工事契約後 10 日以内に、登録内容の変更（技術者の配置変更、工期の変更）時は変更があった日から 10 日以内に、完成時は完成後 10 日以内に工事実績情報として「工事実績データ」を作成し、監督員に確認を受けた後、（一財）日本建設情報総合センターにインターネット等により登録するとともに、同センター発行の「登録内容確認書」を監督員に提出するものとする。
	2. 支給材料及び貸与品がある場合	品 名 数 量 品質、規格又は性能 引渡場所 引渡時期
	3. 工事用電力等を指定する場合	内 容
	4. 自社施工（塗装、畳、防水、造園、屋根、板金工事）	本工事においては、 _____ 工（ _____ 工を除く）のうち、 〔 _____ 千円まで・全て〕の部分は鳥取県総務部自社施工対象工事適正実施要領に定めるところにより、自社施工しなければならない。
	5. 景観評価	ア 本工事は、鳥取県公共事業景観形成指針に基づく、景観評価対象事業〔である・ではない〕。 イ 景観評価対象事業の場合、施工にあたっては設計図書によるほか、必要に応じて監督員と協議すること。
	6. 提出書類	・工事履行報告書（毎月提出） ・ ・
	7. 石綿含有建材の事前調査結果の掲示について	大気汚染防止法（第 18 条の 15）及び石綿障害予防規則（第 3 条及び第 4 条の 2）（次号において、「大気汚染防止法等」という。）による調査結果の掲示を行うこと。（公共建築改修工事標準仕様書（第 9 章））
	8. 石綿含有建材の事前調査結果の報告について	大気汚染防止法等による調査結果を、石綿事前調査結果報告システムにより、工事場所を所管する鳥取市生活環境課又は県中部・西部総合事務所環境建築局及び労働基準監督署に報告すること。
	9. 労災補償に必要な保険の付保	本工事において、受注者は労災補償に必要な任意の保険契約を締結すること。 なお、この労災補償に必要な保険契約の保険料を予定価格に反映している。
	10. 墜落制止用器具の着用について	労働安全衛生法施行令第 13 条第 3 項第 28 号における墜落制止用器具の着用は、「墜落制止用器具の規格（平成 31 年 1 月 25 日厚生労働省告示第 11 号）による墜落制止用器具（フルハーネス型墜落制止用器具、胴ベルト型墜落制止用器具及びランヤード等）とする。
	11. 工事における情報共有システムの利用について	発注時の請負対象設計金額が建築工事にあつては 20,000 千円以上、それ以外の工事にあつては 5,000 千円以上の工事については、電子納品及び情報共有システム利用の対象工事とする。実施にあたり、「鳥取県電子納品・情報共有運用ガイドライン」（ https://www.pref.tottori.lg.jp/125552.htm ）によること。 なお、情報共有システム利用にあたり、10,000 円/月を経費に見込んでいる。 また、上記金額未満で請負対象設計金額が 2,500 千円以上の工事であっても、受注者が利用を希望する場合は利用することができる。この場合の利用に係る経費は、監督員と協議すること。 「1 工程」において他工事との調整を求めている場合は、関係業者間で調整し、採用する情報共有システムの統一に努めること。
	12. 鳥取県建設キャリアアップシステムの活用について	本工事は、鳥取県建設キャリアアップシステム活用推奨工事である。活用した場合、発生する経費の一部を設計変更対象とするため、監督員と協議すること。
	13. 遠隔臨場	本工事において、遠隔臨場の活用を希望する場合は、 https://www.pref.tottori.lg.jp/125552.htm に掲載された最新の「鳥取県営繕工事・建築関係コンサルタント等業務の遠隔臨場に関する実施要領【試行】」によること。
	14. 営繕工事現場に設置する「快適トイレ」について	本工事は、営繕工事現場に設置する「快適トイレ」実施要領対象工事である。現場に「快適トイレ」の設置を希望する場合は、同要領（ https://www.pref.tottori.lg.jp/125552.htm ）によること。
	15. そ の 他	・工事の施工に際し、住民説明会を開催する予定であるので協力すること。 ・近隣住民等に対し安全及び騒音振動対策を十分に講じること。 ・契約図書の作成は、落札者において行うこと。